

1. 議事日程

〔平成30年第3回安芸高田市議会9月定例会第1日目〕

平成30年 9月 6日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 認定第1号 平成29年度安芸高田市一般会計決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第2号 平成29年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第3号 平成29年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第4号 平成29年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第5号 平成29年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第6号 平成29年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第7号 平成29年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第8号 平成29年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第9号 平成29年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第10号 平成29年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第13 | 諮問第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第14 | 諮問第9号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第15 | 承認第4号 専決処分した事件の承認について【平成30年度 安芸高田市一般会計補正予算(第2号)】 |
| 日程第16 | 議案第59号 安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第60号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 議案第61号 財産の取得について(ふれあいたかた産直市) |
| 日程第19 | 議案第62号 安芸高田市産地形成促進施設「ふれあいたかた産直市」設置及び管理条例 |
| 日程第20 | 議案第63号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第21 | 議案第64号 安芸高田市上下水道料金改定に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日程第22 | 議案第65号 平成30年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号) |

- 日程第 2 3 議案第66号 平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 4 議案第67号 平成30年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 5 議案第68号 平成30年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 6 議案第69号 平成30年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 7 議案第70号 平成30年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 8 議案第71号 平成30年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 9 議案第72号 平成30年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 0 議案第73号 平成30年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 1 請願第 1 号 甲田町高田原下長屋地区に計画中の安芸高田市甲田町高田原産業廃棄物最終処分場建設許可差し止めに関する請願書

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1 番	新 田 和 明	2 番	芦 田 宏 治
3 番	玉 重 輝 吉	4 番	玉 井 直 子
5 番	山 根 温 子	6 番	前 重 昌 敬
7 番	石 飛 慶 久	8 番	児 玉 史 則
9 番	大 下 正 幸	10 番	山 本 優
11 番	熊 高 昌 三	12 番	宍 戸 邦 夫
13 番	秋 田 雅 朝	14 番	塚 本 近
15 番	金 行 哲 昭	16 番	青 原 敏 治
17 番	水 戸 眞 悟	18 番	先 川 和 幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

3 番	玉 重 輝 吉	4 番	玉 井 直 子
-----	---------	-----	---------

5. 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	竹 本 峰 昭
教 育 長	永 井 初 男	総 務 部 長	杉 安 明 彦
企 画 振 興 部 長	西 岡 保 典	市 民 部 長	広 瀬 信 之

福祉保健部長兼福祉事務所長	大 田 雄 司	産 業 振 興 部 長	猪 掛 公 詩
産業振興部特命担当部長	青 山 勝	建設部長兼公営企業部長	蔵 城 大 介
教 育 次 長	土 井 実 貴 男	消 防 長	山 平 修
会 計 管 理 者	兼 村 恵	八 千 代 支 所 長	佐々木 早百合
美土里支所長	寄 実 正 次 郎	高 宮 支 所 長	児 玉 晃
甲 田 支 所 長	宮 本 智 雄	向 原 支 所 長	新 谷 憲 三
総 務 課 長	高 藤 誠	財 政 課 長	河 本 圭 司
政 策 企 画 課 長	行 森 俊 荘	代 表 監 査 委 員	女 鳥 清 治
監査委員事務局長	柿 林 浩 次		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	岩 崎 猛	事 務 局 次 長	森 岡 雅 昭
総 務 係 長	國 岡 浩 祐	専 門 員	小 島 佳 宏



午前10時00分 開会

○先川議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成30年第3回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
岩崎事務局長。

○岩崎事務局長 おはようございます。
諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育長、代表監査委員より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より、平成29年度決算に基づく健全化判断比率、及び資金不足比率についての報告がありました。
第3点、監査委員より、平成30年6月分、及び7月分の例月出納検査の報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

○先川議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、3番玉重輝吉君、及び4番玉井直子さんを指名いたします。



日程第2 会期の決定

○先川議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 熊高昌三君。

○熊高議会運営委員長 皆さんおはようございます。
平成30年第3回定例会の運営につきまして、去る8月7日、8月30日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から9月28日までの23日間といたしております。

議事の都合により、9月7日から9月9日並びに、9月13日から9月27日ま

でを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、認定10件、諮問2件、承認1件、議案15件、請願1件の計29件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、認定第1号から第10号までの10件につきましては、提案理由の説明の後、監査報告、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託、議案第65号から第73号までの9件につきましても、提案理由説明後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託することといたしました。

また、議案第59号から第63号の5件につきましては、総務企画常任委員会へ、請願第1号につきましては、文教厚生常任委員会へ、議案第64号につきましては、産業建設常任委員会へそれぞれ付託することといたしました。

諮問2件、承認1件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

なお、8月30日の議会運営委員会までに提出のあった陳情、要望等につきましては、お手元に配付した一覧表のとおり、文教厚生常任委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、13名から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に、9月10日を7名、11日を6名といたします。

以上で報告を終わります。

○先川議長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は23日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、会期は23日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

- |       |       |                                       |
|-------|-------|---------------------------------------|
| 日程第3  | 認定第1号 | 平成29年度安芸高田市一般会計決算の認定について              |
| 日程第4  | 認定第2号 | 平成29年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について        |
| 日程第5  | 認定第3号 | 平成29年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について       |
| 日程第6  | 認定第4号 | 平成29年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について          |
| 日程第7  | 認定第5号 | 平成29年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について       |
| 日程第8  | 認定第6号 | 平成29年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第9  | 認定第7号 | 平成29年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について      |
| 日程第10 | 認定第8号 | 平成29年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について       |

日程第11 認定第9号 平成29年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備  
事業特別会計決算の認定について

日程第12 認定第10号 平成29年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び  
決算の認定について

○先川議長 日程第3、認定第1号「平成29年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、日程第12、認定第10号「平成29年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの10件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成30年第3回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には御多用のところ、御参集いただき、ありがとうございます。

さて、先ほど議場にて黙とうをしていただきましたように、先の豪雨災害において、2名の方が亡くなられ、1名の方は今も行方不明という状況であります。亡くなられました方々には、心より哀悼の意を、また行方不明の方には、引き続き関係機関と連携して対応させていただきたいと思っております。

さらには、このたびの災害で、さまざまな形で被害を受けられました皆様にも、市長としてお見舞いを申し上げるとともに、復興、復旧に全力で取り組むことをお誓い申し上げます。なお、災害関連といたしまして、先般の専決を含め、約27億3,000万円の補正予算を計上させていただいております。

さて、このたびの定例会へは、平成29年度決算認定議案10件、諮問2件、承認1件、条例関係6議案、補正予算関係9議案を提出いたしております。どうか、よろしく御審議を賜りますよう、お願いをいたします。

それでは、認定第1号から認定第10号までの提案理由について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項、及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、平成29年度安芸高田市一般会計決算、及び各特別会計決算、並びに安芸高田市水道事業決算の認定を求めるものであります。

認定第1号から認定第10号まで、一括して説明をさせていただきます。

最初に、認定第1号「平成29年度安芸高田市一般会計決算」は歳入総額218億2,719万2,897円、歳出総額211億8,001万7,296円で、実質収支4億1,061万4,601円となりました。

次に、認定第2号「平成29年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算」は、歳入総額39億9,011万6,474円、歳出総額36億3,548万8,730円で、実質収支3億5,462万7,744円となりました。

次に、認定第3号「平成29年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決

算」は、歳入総額4億5,409万1,607円、歳出総額4億2,907万9,528円で、実質収支2,501万2,079円となりました。

次に、認定第4号「平成29年度安芸高田市介護保険特別会計決算」は、歳入総額43億9,612万430円、歳出総額43億3,777万2,971円で、実質収支5,834万7,459円となりました。

次に、認定第5号「平成29年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算」は、歳入総額2億6,381万7,269円、歳出総額2億6,366万6,807円で、実質収支15万462円となりました。

次に、認定第6号「平成29年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算」は、歳入総額4億4,169万6,844円、歳出総額4億3,972万2,607円で、実質収支16万4,237円となりました。

次に、認定第7号「平成29年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算」は、歳入総額4億3,842万6,694円、歳出総額4億3,835万4,616円で、実質収支7万2,078円となりました。

次に、認定第8号「平成29年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算」は、歳入総額3億2,161万7,136円、歳出総額3億2,146万8,653円で、実質収支14万8,483円となりました。

次に、認定第9号「平成29年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算」は、歳入総額993万8,466円、歳出総額991万7,171円で、実質収支2万1,295円となりました。

次に、認定第10号「平成29年度安芸高田市水道事業会計決算」の収益的収入及び支出の決算額は、収入額9億8,442万9,613円、支出額9億7,449万2,657円、当年度純損失は670万6,315円となりました。当年度未処理分利益剰余金につきましては、前年度未未処分利益剰余金から当年度純損失を差し引いた5,156万5,521円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出の決算額は、収入額3億389万2,091円、支出額6億362万9,234円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億9,973万7,143円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,662万9,179円、当年度分損益勘定留保資金2億8,310万7,964円で補填をしたものであります。

以上、10議案につきまして、慎重に審議をいただき、適切なる認定をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて、会計管理者から要点の説明を求めます。

会計管理者 兼村恵君。

○兼村会計管理者 おはようございます。

それでは、平成29年度安芸高田市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして、決算書に基づきまして要点の御説明を申し上げます。

初めに、一般会計の歳入歳出決算でございます。決算書の5ページをお開きください。

歳入の決算でございますが、予算現額227億109万1,000円、調定額230

億5,388万3,715円に対しまして、収入済額は218億2,719万2,897円で、収納率は94.7%でございます。751万4,987円の不納欠損処分を行い、12億1,964万5,401円が収入未済となりました。この収入未済額には、繰越明許費に係る財源でございます国庫支出金、県支出金などが含まれております。

次に、歳出の決算でございます。11ページをお開きください。

予算現額227億109万1,000円に対して、支出済額は211億8,001万7,296円で、執行率は93.3%でございます。繰越明許費として、9億6,213万7,000円を翌年度に繰り越ししております。

14ページをお開きください。

以上の結果によりまして、平成29年度一般会計の収支決算は、歳入総額218億2,719万3,000円、歳出総額は211億8,001万7,000円となり、歳入歳出差引額は6億4,717万6,000円となりましたので、これを翌年度へ繰り越しいたしました。なお、実質収支額は繰越明許費に係る一般財源と、2億3,656万1,000円を差し引いた4億1,061万5,000円の黒字となり、このうち2億5,000万円を地方自治法第233条の2の規定により、減債基金に繰り入れをいたしました。

それでは、主な歳入につきまして、款別に御説明をいたします。

15ページをお開きください。

1款市税は、収入済額35億3,985万9,787円で、調定額に対する収納率は96.3%でございます。705万991円の不納欠損処分を行い、1億3,033万4,091円が収入未済となりました。

19ページをお開きください。

10款地方交付税は、収入済額89億2,165万6,000円でございます。12款分担金及び負担金は、収入済額2億1,527万6,763円で、収納率は94.4%でございます。7,600円の不納欠損処分を行い、事業の繰り越しに伴います農業費分担金や保育所保護者負担金などを含め、1,272万1,927円が収入未済となりました。

21ページをお開きください。

13款使用料及び手数料は、収入済額3億2,085万5,005円で、収納率は95.8%でございます。1万9,840円の不納欠損処分を行い、市営住宅使用料、し尿処理手数料など1,412万329円が収入未済となりました。

27ページをお開きください。

14款国庫支出金は、収入済額17億2,638万178円で、収納率は95%でございます。収入未済額9,080万2,861円は、事業の繰り越しに伴います災害復旧費国庫負担金及び土木費国庫補助金などの一部が収入未済となったものでございます。

35ページをお開きください。

15款県支出金は、収入済額18億667万3,304円で、収納率は94.2%でございます。収入未済額1億1,201万1,595円は、事業の繰り越しに伴います農林水産業費県補助金などの一部が収入未済となったものでござい



す。

49ページをお開きください。

17款寄附金は、収入済額3,330万10円で、ふるさと納税制度寄附金で  
ございます。

55ページをお開きください。

20款諸収入は、収入済額3億1,135万1,957円で、収納率は47.5%で  
ございます。43万6,556円の不納欠損処分を行い、貸付金など3億4,335万  
4,598円が収入未済となっております。

61ページをお開きください。

21款市債は、収入済額22億9,320万円で、収納率は81.6%でございま  
す。収入未済額5億1,630万円は、事業の繰り越しに伴います充当事業債  
がそれぞれ収入未済となったものでございます。

続いて、歳出につきまして、款別に御説明をいたします。

67ページをお開きください。

1款議会費は、支出済額1億8,466万6,397円で、執行率は97.5%でござ  
います。

2款総務費は、支出済額29億8,645万1,317円で、執行率は95.6%で  
ございます。繰越明許費4,638万7,000円は、事業の繰り越しに伴います委  
託料、工事請負費などを翌年度へ繰り越ししたものでございます。

83ページをお開きください。

3款民生費は、支出済額55億3,173万6,010円で、執行率は96.7%で  
ございます。繰越明許費4,619万2,000円は、事業の繰り越しに伴います工  
事請負費などを翌年度へ繰り越ししたものでございます。

93ページをお開きください。

4款衛生費は、支出済額14億4,322万2,264円で、執行率は98%でござ  
います。

99ページをお開きください。

5款労働費は、支出がございませんでした。

6款農林水産業費は、支出済額16億6,015万4,557円で、執行率は  
87.4%でございます。繰越明許費1億7,755万3,000円は、事業の繰り越  
しに伴います工事請負費などを翌年度へ繰り越ししたものでございます。

107ページをお開きください。

7款商工費は、支出済額1億8,646万2,133円で、執行率は88.5%でござ  
います。

109ページをお開きください。

8款土木費は、支出済額20億7,021万3,795円で、執行率は84%でござ  
います。繰越明許費2億9,127万8,000円は、事業の繰り越しに伴います  
委託料、公有財産購入費などを翌年度へ繰り越ししたものでございます。

115ページをお開きください。

9款消防費は、支出済額6億5,876万6,148円で、執行率は95.7%でござ  
います。繰越明許費1,143万4,000円は、事業の繰り越しに伴います工事

請負費などを翌年度へ繰り越ししたものでございます。

119ページをお開きください。

10款教育費は、支出済額20億6,025万3,114円で、執行率は93.6%でございます。繰越明許費1億211万7,000円は、事業の繰り越しに伴います委託料、工事請負費などを翌年度へ繰り越ししたものでございます。

135ページをお開きください。

11款災害復旧費は、支出済額1億8,646万8,326円で、執行率は37.2%でございます。繰越明許費2億8,717万6,000円は、事業の繰り越しに伴います工事請負費などを翌年度へ繰り越ししたものでございます。

12款公債費は、支出済額42億1,162万3,235円で、執行率は99.9%でございます。

137ページをお開きください。

13款予備費につきましては、10個の目に2,097万5,000円を充当いたしております。

一般会計の歳出につきましては、以上でございます。

これから御説明をいたします8つの特別会計の決算につきましては、各会計とも実質収支概要の説明とさせていただきます。

それでは、初めに国民健康保険特別会計の歳入歳出決算でございます。148ページをお開きください。

歳入総額39億9,011万6,000円、歳出総額36億3,548万9,000円で、歳入歳出差引額は3億5,462万7,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しいたしました。国民健康保険税1億1,533万3,809円が収入未済となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。178ページをお開きください。

歳入総額4億5,409万2,000円、歳出総額は4億2,908万円で、差し引き2,501万2,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しいたしました。後期高齢者医療保険料172万3,441円が収入未済となっております。

次に、介護保険特別会計でございます。196ページをお開きください。

歳入総額43億9,612万円、歳出総額43億3,777万3,000円で、差し引き5,834万7,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しいたしました。介護保険料等803万7,280円が収入未済となっております。

次に、公共下水道事業特別会計でございます。226ページをお開きください。

歳入総額2億6,381万7,000円、歳出総額2億6,366万7,000円で、差引額は15万円となり、これを翌年度へ繰り越しいたしました。加入者分担金、下水道使用料136万5,479円が収入未済となっております。

次に、特定環境保全公共下水道事業特別会計でございます。240ページをお開きください。

歳入総額4億4,169万7,000円、歳出総額は4億3,972万3,000円で、差し引き197万4,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しいたしまし

た。なお、実質収支額は繰越明許費に係る一般財源等181万円を差し引いた16万4,000円の黒字となりました。下水道使用料国庫補助金など3,555万8,912円が収入未済となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計でございます。254ページをお開きください。

歳入総額4億3,842万7,000円、歳出総額は4億3,835万5,000円で、差引額は7万2,000円となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。下水道使用料111万6,533円が収入未済となっております。

次に、浄化槽整備事業特別会計でございます。268ページをお開きください。

歳入総額3億2,161万7,000円、歳出総額は3億2,146万9,000円で、差し引き14万8,000円の黒字となり、これを翌年度に繰り越しをいたしました。浄化槽使用料131万1,596円が収入未済となっております。

次に、コミュニティ・プラント整備事業特別会計でございます。282ページをお開きください。

歳入総額993万8,000円、歳出総額は991万7,000円で、差し引き2万1,000円の黒字となり、これを翌年度に繰り越しをいたしました。

289ページ以降につきましては、公有財産、物品、債券、基金等の財産に関する調書でございます。

以上で、平成29年度一般会計及び各特別会計の決算の要点説明を終わります。よろしくお願いたします。

○先川議長 これをもって要点の説明を終わります。

次に、監査委員から本10件に関する審査意見の報告を求めます。

代表監査委員 女鳥清治さん。

○女鳥代表監査委員 それでは、報告を申し上げます。

平成29年度一般会計、特別会計、水道事業会計の決算審査並びに決算に基づく財政健全化判断比率等の審査でございますが、安芸高田市監査基準に基づき、予算の執行、事業の運営が適正かつ効果的に行われているか、健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる書類の計数が正確に計上され、適正に作成されているかを主眼に、石飛監査委員と審査を実施し、合議に達しましたので、御報告を申し上げます。

初めに、平成29年度安芸高田市各会計歳入歳出決算に関する審査について、お手元に配付されております意見書により御報告申し上げます。

審査は、一般会計及び8つの特別会計の決算書、その他の附属書類が関係法令に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、例月出納検査等を踏まえ、関係職員の説明を求めるなどにより行いました。

審査の結果、決算関係書類は、法令に基づき適正に処理されており、証書類との照合審査により、計数は正確であると認め、また予算の執行は、おおむね適当であると認めました。

決算の状況でございますが、一般会計、特別会計を合わせた総額は、

形式収支、実質収支、単年度収支はいずれも黒字となっておりまして、市債の借入残高は351億7,185万4,000円と、前年度より13.2%減少し、収入未済も6億3,098万7,000円と前年度に比べ、0.1%減少しております。

普通会計における財政構造を見ますと、財政力指数は0.318で前年度より0.007ポイント下降し、経常収支比率は95.1%と、前年度よりも0.7ポイント上昇し、経常一般財源は乏しい状況にあります。

意見でございますが、平成29年度の普通会計決算額は、歳入歳出とも200億円を上回り、人口減対策を重要課題として、事業に取り組みられていると感じております。

個別項目につきまして、主なものから2点について述べさせていただきます。

まず、収入未済についてですが、市税等滞納整理対策本部を中心として、徴収目標を設定し、計画的に取り組まれているほか、納付者の利便性向上のため、コンビニ納付を開始されるとともに、差し押さえた美術品などをインターネットオークションにより公売するなど、新たな手法を取り入れられたことは評価いたすところです。今後とも滞納者の個別の実情をしっかりと把握しながら、収入未済の対応に一丸となって取り組んでいただくことを望むものでございます。

次に、地域未来塾についてでございます。人口減対策の一環として、子育て世代にとって魅力ある町にするため、学校教育の充実に取り組まれており、その施策の一つとして、基礎学力の定着を図るため、市内全域の小学5、6年生を対象とした地域未来塾を実施し、平成29年度は125名の児童が受講されております。今後、工夫や改善をしていくものとされてはいますが、この地域未来塾が学力向上はもちろん、人格育成の視点も取り入れ、さらに魅力あるものに発展していくことを期待いたします。

次に、平成29年度水道事業決算における審査意見につきまして、お手元の意見書によりに御報告を申し上げます。

審査に付されました決算書、財務諸表、及び附属書類につきまして、関係法令に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、経営成績及び財政状態が適正に表示されているか、関係職員の説明を求め、関係帳簿等との照合などにより審査を行いました。

審査に付された決算関係書類は、それぞれ法例に準拠して適正に作成されており、計数は正確で、水道事業の経営成績、財政状態を明瞭に表示していると認めました。当年度の経営成績は、670万6,000円の純損失を生じ、前年度に比較すると、2,023万1,000円減少し、主要な利益指標である総収支比率、経常収支比率、営業収支比率は、いずれも前年度を下回り、営業収支比率は47.61%と4年連続100%を下回っております。

財政状態をキャッシュフロー計算書で見ますと、営業活動により投資、財務活動を賄っております。企業の支払能力を示す流動比率は109.84%と100%を上回っていますが、当座比率は89.93%と100%未満となっております。

平成29年4月、簡易水道等の事業統合をされ、上水道事業は一つの経営体となりましたが、当初より経営の困難なことが予想されていたところでございます。市はこれから健全な上下水道サービスを続けるために、上下水道料金審議会を立ち上げて、経営のあり方等を諮問され、独立採算の原則と適正な住民負担の観点から答申を受けてこられているところです。

災害の発生のたび、改めて認識しておりますように、水道は市民生活の重要なライフラインであります。市民の安心のため、早期に経営体質強化を実現されることを望むものです。

次に、決算に基づきます財政の状況でございますが、お手元に配付されております平成29年度安芸高田市健全化判断比率等審査意見書により、御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、審査に付されました健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令等に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、関係職員の説明を求め審査いたしました。

健全化判断比率、及び資金不足比率は、それぞれ関係法令に準拠して、適正に作成されており、その計数は正確であると認めました。審査の結果、財政健全化を判断する4指標は、いずれも早期健全化の基準値を超えておらず、資金不足も生じておりません。

今後も財政状況に予断を許すことなく、安定した財政運営に努められることを望みます。

本市の最も重要で早急に取り組まなくてはならないものは、人口減対策であるとして、数々の施策に取り組まれております。地方交付税の合併特例加算措置が終了し、さらに厳しい財政状況が予測されますが、行財政改革を確実に進めながら、人口減対策の施策を実施し、市民みずからが全国に誇れる住み続けたいまち、安芸高田市が創造されることを望みまして、審査意見の報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○先川議長 以上で審査意見の報告を終わります。

これより、本10件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定し、質疑を行ってください。質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 議案、全体にもかかわることなんですけれども、監査委員さんに1点お伺いしたいというふうに思います。

決算の中身は委員会等で審査するという事になっておりますので、監査委員さんと意見交換するというのは、なかなか機会がありませんので、少しお聞きしたいと思います。

29年度の莫大な市の予算執行に対して審査をされて、鋭意こういった報告にまとめていただきまして、非常に敬意をまずは表したいと思いま

す。

そこで、審査意見書のほうの52ページあたりの結びから意見というふう  
うに書いてありますけれども、とりわけ具体的な政策等の評価も一部さ  
られておるようですが、私が少し気になったのは、先般も執行部のほうか  
ら指定管理の施設運営について、とりわけ湯治村、それから湯の森、エ  
コミュージアム川根、さらには土師ダムサイクリングターミナル、こう  
いった指定管理施設が今後も非常に厳しい状況になってくるんだという  
ふうな報告がありました。

そういったことに対して、監査委員さんの立場からどのようにそれを  
注視をされておるのか、そういったことがこの報告の中に少しも見えな  
かったということで、その辺の視点をどのように持っておられるかとい  
うところをお伺いしたいということで、よろしくお願いします。

○先川議長 答弁を求めます。

監査委員 女鳥清治君。

○女鳥代表監査委員 ただいまの質問にお答えします。

監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理  
などについて民主的かつ法律的な行政の執行が確保され、住民の福祉の  
増進に寄与することを目的に監査いたしております。

毎年度の監査等の実施につきましては、年度末までに次年度の年間監  
査計画を定め、年度当初にこれを通知し、その計画に沿って実施してい  
るところでございます。公の施設、指定管理者や出資団体などの財政的  
援助を与えている団体につきましても、随時の監査ではありますが、平  
成27年度にはたかみや湯の森について実施いたしました。また今年度は  
あじさい聖苑に関し、株式会社五輪を対象として、10月から監査を行う  
ように準備しているところです。

毎年、監査の実施に当たりましては、実施期間の確保などに苦勞し、  
監査対象数が限られたものになっているところではございますが、冒頭  
申しましたとおり、住民の福祉の増進に寄与できるよう、精いっぱい職  
責を果たしてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し  
上げます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 冒頭申し上げたように、莫大な量の監査をされるわけですから、今女  
鳥監査委員がおっしゃったように、計画的にやるということですね。全  
てをその都度やるというふうなことも、なかなか、なりにくいのかな  
というふうな受けとめさせていただきました。

ただ、厳しい状況というのは、やはりチェックをしながら、より健全  
な方向にもっていくということも大事だと思うんですね。

ですから、今回の4つの指定管理施設、これについても施設の経営と  
いう部分、そしてこの4つはとりわけ地域貢献という位置づけが多分に

ございますので、そういったところを含めて監査委員さんの目からしっかりとしたチェック、指導を今後も取り組んでいただきたい。そういったことを要望して質問を終わります。

○先川議長 ほかには質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本10件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第13 諮問第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第14 諮問第9号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○先川議長 日程第13、諮問第8号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件、及び日程第14、諮問第9号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件の2件を一括して議題といたします。
この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 諮問第8号及び諮問第9号の2議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

いずれも人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法、第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

まず、諮問第8号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、現委員である八千代町の中本吉徳委員の任期が、本年12月31日をもって満了することから、後任候補者として引き続き中本吉徳さんを推薦するものであります。

中本吉徳さんは、平成28年から1期3年間、人権擁護委員を務められ、人権相談や人権の花運動など、主体的に人権擁護活動に携わっていただいております。人権問題に十分な理解があり、引き続き熱意と意欲を持って、人権擁護委員活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断し推薦をするものであります。

次に、諮問第9号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、現委員である吉田町の迫広淑文委員の任期が、本年12月31日をもって満了することから、後任候補者として吉田町の藤田美佐子さんを推薦するものであります。

藤田美佐子さんは、昭和55年から平成26年に至るまで、県内公立小学校、また県教育委員会で勤務され、安芸高田市では吉田小学校校長とし

て勤務をされ、特に子供の人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲を持って人権擁護委員活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断をいたし、推薦をするものであります。

以上、諮問第8号及び第9号について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論、及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、質疑、討論、及び委員会付託を省略いたします。

これより本件2件を個別に採決いたします。

諮問第8号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって本件は諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

続いて、諮問第9号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって本件は諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 承認第4号 専決処分した事件の承認について【平成30年度安芸高田市一般会計補正予算(第2号)】

○先川議長 日程第15、承認第4号「専決処分した事件の承認について【平成30年度安芸高田市一般会計補正予算(第2号)】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 承認第4号「専決処分した事件の承認について【平成30年度安芸高田市一般会計補正予算(第2号)】」についての提案理由の御説明をいたします。

本件は、平成30年7月豪雨災害に係る応急工事や災害廃棄物の処理などに要する費用として、2億3,684万3,000円を追加し、予算の総額を210億7,476万1,000円としたものであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年7月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

よろしく審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。



- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
企画振興部長 西岡保典君。
- 西岡企画振興部長 それでは専決処分をいたしました平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）の要点の説明をいたします。  
このたびの補正予算につきましては、平成30年7月豪雨災害に係ります応急工事や災害廃棄物の処理などに要する経費を追加するものでございます。緊急を要することから、平成30年7月30日付で専決処分をいたしました。  
予算書の12ページ、13ページをお願いいたします。  
初めに、歳入の主なものについてでございますが、10款の地方交付税につきましては、特別交付税を2,046万3,000円の増額。14款の国庫支出金を1,450万円の増額。15款の県支出金を952万5,000円の増額。21款の市債を290万円の増額。また財源調整といたしまして、18款の財政調整基金繰入金を1億8,532万円の増額などがございます。  
次に、歳出の主なものについてでございますが、14ページ、15ページをお願いいたします。  
3款の民生費は、被災をされた方への災害弔意見舞金として1,289万5,000円。  
4款の衛生費は、災害廃棄物処理に係る業務委託料として2,950万円。  
6款の農林水産業費は、農地農業用施設に係る土砂撤去費用に対する補助金といたしまして5,000万円。  
続いて9款の消防費でございますが、16ページ、17ページをお願いいたします。災害対策費といたしまして、職員の時間外手当、消防団の行方不明者捜索活動などに要する経費、また避難所開設経費など、合わせて2,692万4,000円でございます。  
次に、11款の災害復旧費でございます。応急対応の工事費や災害査定に係ります業務委託料などで、農地災害復旧に係るものが2,024万円、林業施設災害復旧に係るものが2,040万円。公共土木施設災害復旧に係るものが7,000万円。また保育所や体育施設などの公共施設災害復旧費といたしまして、406万9,000円でございます。  
補正の内容につきましては、以上でございます。以上で要点の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。
- 先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
（質疑なし）
- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。  
（異議なし）
- 先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論あり)

○先川議長 討論がありますので、まず反対討論を許可いたします。  
続いて賛成討論を求めます。  
3番 玉重輝吉君。

○玉重議員 このたびは、大変な災害があったわけですが、そうした中、また本市財政の状況が大変厳しい中、財政調整基金を繰り入れて、早急に現場の対応をしていただきましたことに感謝を申し上げ、賛成討論といたします。  
以上です。

○先川議長 ほかに討論はありませんか。  
(討論なし)

○先川議長 これをもって討論を終結いたします。  
これより、承認第4号「専決処分した事件の承認について【平成30年度安芸高田市一般会計補正予算(第2号)】」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時59分 休憩

午前10時59分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 再開いたします。  
全員の起立で本案は成立いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第59号 安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第16、議案第59号「安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第59号「安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、災害応急対策または災害復旧等のため、他の地方公共団体から派遣された職員に対し、派遣を受けた地方公共団体が支給する災害派遣手当を新規に規定をするため、本市職員の給与に関する条例について、所要の改定を行うものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第60号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第17、議案第60号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第60号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由を御説明申し上げます。

このたび、行政嘱託員制度の見直しを行うにあたり、合わせて行政嘱託員の報酬額についても見直しを行うことにより、条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第61号 財産の取得について（ふれあいたかた産直市）

日程第19 議案第62号 安芸高田市産地形成促進施設「ふれあいたかた産直市」設置及び管理条例

日程第20 議案第63号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

○先川議長 日程第18、議案第61号「財産の取得について（ふれあいたかた産直市）」の件から、日程第20、議案第63号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件の3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第61号から議案第63号までの3議案について一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第61号「財産の取得について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、広島北部農業協同組合が所有する、ふれあいたかた産直市を取得することについて、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第62号「安芸高田市産地形成促進施設「ふれあいたかた産直市」設置及び管理条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、取得した施設について、安芸高田市産地形成促進施設「ふれあいたかた産直市」を公の施設として設置及び管理するため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第63号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市産地形成促進施設「ふれあい高田産直市」について、安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、指定管理者の候補者を選定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間につきましては、施設の特性や「道の駅（仮称）あきたかた」の整備計画など、総合的に判断したものであります。

以上、議案第61号から議案第63号までの3議案について、一括して提案理由を説明いたしました。

よろしく審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案3件につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第64号 安芸高田市上下水道料金改定に伴う関係条例の整備に関する条例

○先川議長

日程第21、議案第64号「安芸高田市上下水道料金改定に伴う関係条例の整備に関する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第64号「安芸高田市上下水道料金改定に伴う関係条例の整備に関する条例」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、安芸高田市上下水道料金改定に伴う関係条例について、整備をするものであります。

よろしく審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

- 日程第22 議案第65号 平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第66号 平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第67号 平成30年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第68号 平成30年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第69号 平成30年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第70号 平成30年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第71号 平成30年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第72号 平成30年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第73号 平成30年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）

○先川議長 日程第22、議案第65号「平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」の件から、日程第30、議案第73号「平成30年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」の件までの9件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第65号から議案第73号までの9議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第65号「平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ29億4,958万7,000円を追加し、予算の総額を240億2,434万8,000円とするものであります。

次に、議案第66号「平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ500万4,000円を減額し、予算の総額を31億1,416万6,000円とするものであります。

次に、議案第67号「平成30年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算

(第2号)」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ41万4,000円を減額し、予算の総額を43億9,002万9,000円とするものであります。

次に、議案第68号「平成30年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ44万円を追加し、予算の総額を2億8,591万3,000円とするものであります。

次に、議案第69号「平成30年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億4,069万円を追加し、予算の総額を8億6,351万円とするものであります。

次に、議案第70号「平成30年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,613万8,000円を追加し、予算の総額を5億1,296万3,000円とするものであります。

次に、議案第71号「平成30年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ269万1,000円を減額し、予算の総額を3億5,450万5,000円とするものであります。

次に、議案第72号「平成30年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算(第1号)」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ35万円を追加し、予算の総額を1,134万1,000円とするものであります。

次に、議案第73号「平成30年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第1号)」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、予算第3条に定めた、収益的収入及び支出の収入につきまして、営業外収益1,661万2,000円を増額し、収益的支出につきましては、営業費用を2,078万3,000円増額し、予備費を417万1,000円減額するものであります。

予算第4条に定めました資本的収入及び支出の収入につきましては、793万3,000円増額し、予定総額を2億3,083万7,000円とするものであります。支出につきましては、1万7,000円を増額し、予定総額を5億1,607万4,000円とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億8,523万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,906万7,000円、過年度分損益勘定留保資金618万4,000円、当年度分損益勘定留保資金2

億5,998万6,000円で補填をするものであります。

予算第5条に決めました、起債の限度額を260万円増額して、1億9,460万円に改めるものであります。

以上、議案第65号から議案第73号までの9議案について一括して提案理由を御説明申し上げました。

どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案9件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して、質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案9件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第31 請願第1号 甲田町高田原下長屋地区に計画中の安芸高田市甲田町高田原産業廃棄物最終処分場建設許可差し止めに関する請願書

○先川議長 日程第31、請願第1号「甲田町高田原下長屋地区に計画中の安芸高田市甲田町高田原産業廃棄物最終処分場建設許可差し止めに関する請願書」の件を議題といたします。

今定例会において、本日までに受理した請願は、お手元に配付いたしました請願文書表のとおりであります。所管の文教厚生常任委員会に付託いたしましたので、報告をいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、9月10日午前10時に再開いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前11時18分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員